

生駒市規則第2号

生駒市小平尾南自動車駐車場条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成19年3月14日

生駒市長 山下 真

生駒市小平尾南自動車駐車場条例施行規則を廃止する規則

生駒市小平尾南自動車駐車場条例施行規則（昭和52年7月生駒市規則第13号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に廃止前の生駒市小平尾南自動車駐車場条例施行規則（以下「旧規則」という。）第4条の規定による許可の通知を受けている者に係る駐車場の使用については、旧規則の規定は、当該通知の日から起算して1年を経過する日までの間に限り、なおその効力を有する。